

## 融資申込み先への保険販売規制

規則第 234 条第 1 項第 10 号に規定する融資申込み先へのタイミング規制に関し、顧客が融資を申し込んでいるか否かの確認は、どのように行えばよいのか。

1. 融資申込みの有無の確認の方法については、融資の申込み情報はデータベース化が実務上困難と認められることを踏まえれば、特段の事情のない限り、当該顧客の申告に基づいて申込みの有無を確認することで足りると考えられます（規則第 234 条第 1 項第 9 号（現第 10 号）に関する平成 17 年 7 月 7 日付けパブリック・コメント結果）。
2. なお、当該顧客が自己の融資申込みの有無を認識していないとは考えにくいものの、「他の支店において融資に関する話をしているが、融資申込みなのかどうか不明」との申告を受けたような場合には、当該他の支店への照会により当該顧客の融資申込みの有無を確認することも必要です。